

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練(試験放送)を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム(Ｊアラート)(※)を用いた訓練で、町内の防災行政無線屋外スピーカー及び防災ラジオから、訓練放送が流れます。

- ▶訓練実施日時 8月29日(水) 午前11時頃
- ▶訓練で行う放送試験

町内の防災行政無線から、一斉に次のように放送されます。

放送内容	
●上りチャイム音	
●「これは、テストです。」×3回	
●「こちらは、防災いばらきです。」	
●下りチャイム音	

※Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

【問合せ先】 総務課 ☎ 029-240-7125 (直通)

茨城県後期高齢者医療広域連合からのお知らせ

後期高齢被保険者を対象とした無料の歯科健康診査を実施します!

後期高齢者医療被保険者を対象に口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施します。

▶対象者

後期高齢者医療被保険者のうち、前年度で満75歳、80歳、85歳の方

- ①満75歳 昭和17年4月1日～昭和18年3月31日生まれの方
- ②満80歳 昭和12年4月1日～昭和13年3月31日生まれの方
- ③満85歳 昭和7年4月1日～昭和8年3月31日生まれの方

※対象となる方には、8月中旬頃に茨城県後期高齢者医療広域連合から健診の案内を送付します(施設等の入所者は除きます)。

▶実施期間

9月1日(土)～12月31日(月)

※ただし、歯科医療機関の休診日は除きます。

▶健診内容

- ①問診
- ②歯の状態
- ③咬合状態
- ④口腔衛生の状態
- ⑤口腔乾燥の状態
- ⑥歯周組織・粘膜の状況
- ⑦口腔機能評価
- ⑧呼吸の異常
- ⑨指輪っかテスト
- ⑩反復唾液嚥下テスト
- ⑪事後指導(セルフケアの歯ブラシ指導)など

▶受診場所

茨城県歯科医師会に所属の事業実施歯科医療機関

▶受診方法

- ①受診を希望する方は、実施歯科医療機関に後期高齢者医療歯科健康診査事業で健康診査を受診する旨を伝えて、予約をしてください。
- ②受診日までに、受診票内の問診項目をご記入のうえ、受診日当日に被保険者証、受診券、受診票、健康手帳、歯ブラシをお持ちになって受診してください。

【問合せ先】 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健資格班 ☎ 029-309-1212

茨城町国民健康保険加入の方へ

医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったときは、自己負担限度額(下表)を超えた分が高額療養費として支給されます。(該当する方には申請書を送付しますので、申請してください)

○自己負担限度額(月額)

【70歳未満の方】

所得区分		3回目まで	4回目以降
上位所得者	901万円超	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超 901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円

※所得とは、国民健康保険税の算定基礎となる基礎控除後の総所得金額等のことです。

※過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目からは限度額が下がります。

【70歳以上75歳未満の方】 ※平成30年8月から一部変更となります。

所得区分		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	平成30年7月まで	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円)
	Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降 140,100円)	
	Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降 93,000円)	
	Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降 44,400円)	
一般(課税所得145万円未満等)	平成30年7月まで	14,000円(8月～翌年7月の年間限度額144,000円)	57,600円(4回目以降 44,000円)
	平成30年8月から	18,000円(8月～翌年7月の年間限度額144,000円)	
低所得者Ⅱ(住民税非課税世帯)		8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(住民税非課税世帯)		8,000円	15,000円

※課税所得とは、住民税課税所得のことです。

※過去12か月以内に限度額を超えた支給が3回以上あった場合、4回目からは限度額が下がります。

病院窓口での支払いを自己負担限度額までにするには、「限度額適用認定証」が必要です!

次の方は、限度額適用認定証の交付を受けていれば、病院窓口で提示すると、支払いが自己負担限度額までとなります。

- ▶ 70歳未満の方
- ▶ 70歳以上75歳未満で、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱまたは低所得者Ⅰ・Ⅱ(住民税非課税世帯)の方

＜申請に必要なもの＞

- ・国民健康保険被保険者証 ・印鑑 ・来庁する方の身分証明書(運転免許証等)
- ・マイナンバーカードまたは通知カード(世帯主と限度額適用認定証が必要な方の分)
- ・世帯主からの委任状(別世帯の方が来庁する場合)

※住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」になります。

※70歳以上75歳未満の方で一般または現役並み所得者Ⅲの方は、保険証兼高齢受給者証を医療機関などに提示することで限度額適用認定証の代わりになりますので、申請は必要ありません。詳しくは保険課へお問い合わせください。

※国民健康保険税に滞納がある方は、交付できません。



安い!安心!ジェネリック医薬品を利用しましょう

【問合せ先】 保険課 国保グループ ☎ 029-240-7113 (直通)